



おおきく躍動 みんなで創る まちづくり



全員参加で創るまち なんと

- (1) 市民参画・市民協働
- (2) コミュニティ
- (3) ボランティア・NPO
- (4) 情報の共有化
- (5) 行財政運営

(1)市民参画・市民協働

01 市民参画・市民協働の推進

～だれもがまちづくりに参画できるまち～

現況と課題

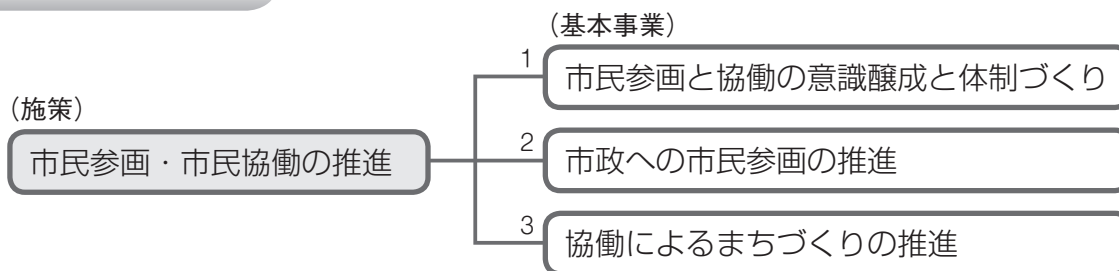
- 1 地域のことは地域で考え、地域自らの責任において決定することが求められた地方分権社会では、地域としての自主性、自立性を高め、地域の個性を生かしたまちづくりを、地域が主体的に進めていくことが必要であり、本市でも、これまで市民の市政への参画を促進するための取り組みを進めてきました。
- 2 こうした取り組みをより一層進め、市民等が主役のまちづくりを実現するため、本市では、平成19年(2007年)度から自治体運営の最も基本的な理念や仕組みを定めた「まちづくりの憲法」とも言うべき「自治基本条例」の策定に仕組み、市民参画のもと、平成23年(2011年)3月に条例を制定しました。自治基本条例では、「参画」「協働」「情報共有」を、市民等が主役のまちづくりを進めるための基本原則として定めており、まちづくりの主体となる市民等、議会及び行政が適切な役割分担のもと、補い合い協力して課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- 3 市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政の信頼関係の構築が重要です。そのためには、市民が積極的にまちづくりに参画でき、その意見を施策や事業に活かす仕組みづくりや体制の整備が必要であり、まず市職員の意識改革を図ることが強く求められています。
- 4 広く市民の意見を聴き、施策の実施などに活かしていくため、市民相談や市長への手紙、Eメールなどに加え、市長が地域等に出向き、市民と意見交換を行う「出前市長室」、市内で活動されているボランティアグループやNPO法人*などと市長が意見交換し、元気なまちにするための提言をいただく「鳴門元気upトーク」の開催などの取り組みを進めてきました。また、市民参画による行政の推進を図るため、市民からの提案を市政に反映させる市民提案制度、広く行政計画の策定段階において市民の意見を募るパブリックコメント*制度などを実施していますが、さらに多種多様な方法で、より幅広い分野・年齢層の市民の意見を把握し、市政に活かしていくための機会を設ける必要があります。
- 5 今後は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重し、補完しあいながら、地域の課題解決に向けて、協働によるまちづくりを推進することが重要です。

基本方針

市民との協働のあり方や行政として市民との協働にどのように取り組んでいくのかを示した指針に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するため、市職員の意識改革を図り、市政への市民参画の機会を拡大し、協働を進めるための環境整備を促進します。



施策体系図



主要な施策の内容

1 市民参画と協働の意識醸成と体制づくり

(1)市職員の意識改革と推進体制づくり

市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市職員の意識改革を図り、市民がまちづくりに参画しやすい体制の整備や仕組みづくりを推進します。

(2)市民の意識醸成

市政への市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民に対する自治基本条例の啓発に努め、参画と協働の意識の醸成を図り、主体的にまちづくりに取り組む人づくりを進めます。

2 市政への市民参画の推進

(1)広聴活動の充実

①市民の意見や要望を把握するとともに、市政の現状や考え方を伝え、行政と市民が相互理解を深め一体となって市民本位の市政を推進するために、市長をはじめとする市幹部職員が地域等に出向き、地域の課題や広く市政全般について市民と意見交換を行う「出前市長室」を開催します。

②さまざまな機会を通じて広く市民などの意見を聴くため、「鳴門元気upトーク」の開催など、あらゆる分野・年齢層の市民を対象にした広聴活動の充実に努めます。

③市民参画の行政運営を推進するため、企画段階から市民の意見を反映する市民提案制度の充実に努めます。

(2)市政への市民参画の機会確保

①市政に関する基本的な政策などの策定にあたっては、広く行政計画の策定段階において市民の意見を募るパブリックコメント制度を活用し、市政への市民参画を推進します。

②市民の声を広く市政に反映させるため、各種委員会や審議会に公募市民の委員を積極的に募るとともに、公聴会や説明会などさまざまな手段も活用して、市民参画の機会確保に努めます。

3 協働によるまちづくりの推進

市民との協働のあり方や行政として市民との協働にどのように取り組んでいくのかを示した指針に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するため、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めるなど、市民等との協働による施策や事業などの推進を図ります。

(2)コミュニティ

02 地域のまちづくりの推進

～ともに手を取り創るまち～

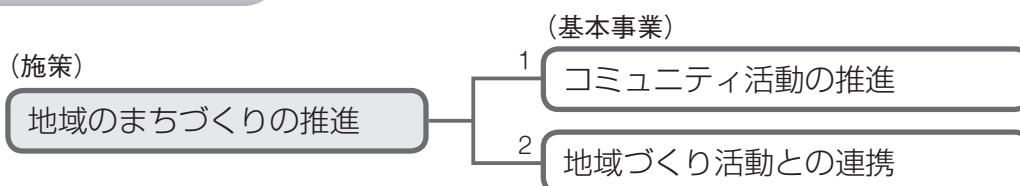
現況と課題

- 1 地方分権社会では、地域のまちづくりは、これまでの一律、平等によるまちづくりから、各地域の個性を生かした自立的・主体的なまちづくりが求められてきています。
このような住民自治の流れが加速するなかで、社会資本整備など行政が行う分野と、市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担を図るなど、行政と市民が一体となって取り組むまちづくりを推進していくことが大切です。
また、近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄になってきていますが、住み良い地域社会を築いていくためには、コミュニティ組織の活動が大切な役割を果たしています。
- 2 市民が主体となった住み良いまちづくりを進めていくためには、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちで作りあげる」という自治意識を高めていくとともに、コミュニティ組織の活性化や、コミュニティ組織と行政との適切な連携や協働が必要です。
- 3 本市におけるコミュニティ組織としては、各地域に自治会(町内会など)や、地区社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、自主防災会などがあり、これら団体の連絡調整などを行う地区自治振興会が市内14地区に分かれ、地域の実情に応じた自主的な活動をしています。また、市内全地区の自治振興会で作る自治振興連合会では、「鳴門のまつり」などのイベント開催や情報交換、研修などを行っています。
今後も、地区自治振興会を行政との協働のパートナーとして位置付け、コミュニティ活動の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動への参画意識の醸成を図る必要があります。

基本方針

まちづくりの担い手である地域住民で構成された地区自治振興会を行政との協働のパートナーとして位置づけるとともに、地域住民のコミュニティ活動への参画を促すことにより、市民と行政との協働を進め、地域住民による住み良い地域づくりを進めます。

施策体系図





主要な施策の内容

1 コミュニティ活動の推進

(1)コミュニティ意識の醸成

- ①広報などの媒体を活用し、地域の行事や活動状況などコミュニティに関する情報の提供に努めます。
- ②体育・文化活動や地域環境美化活動などの地域の行事を促進し、心のふれあいや連帯感の醸成を図ります。
- ③市内の主たる祭りの獅子舞や子どもみこしなどを一堂に集め紹介する「鳴門のまつり」の開催を支援することなどにより、郷土の文化を発展・継承し、郷土意識を培います。

(2)コミュニティリーダーの養成

地域活動や研修会・講演会などを通じ、コミュニティ活動の推進力となる人材の育成に努めます。

(3)コミュニティ活動の充実

- ①地区自治振興会活動の推進を図るため、環境・体育・文化・福祉・安全などの専門部会活動の育成・強化に努めます。
- ②自治振興連合会を中心に研修会や交流会などを開催し、地区自治振興会の活動状況や運営方法などの情報交換や協力体制を築き上げるなど、活動内容の充実を図ります。
- ③地域の実情や特色にあわせ、地区自治振興会がまちづくりの各分野で主体的に地域づくり事業を実施できるよう情報提供などさまざまな支援を行っていきます。

2 地域づくり活動との連携

地区自治振興会のほか、地域住民が主体的に取り組むハマボウ祭りや友好コスモス祭りなどの地域づくり活動を行うさまざまな活動団体とも連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。



友好コスモス祭り



鳴門のまつり

(3) ボランティア・NPO

03 ボランティア・NPO 法人の活動促進

～ともに手を取り創るまち～

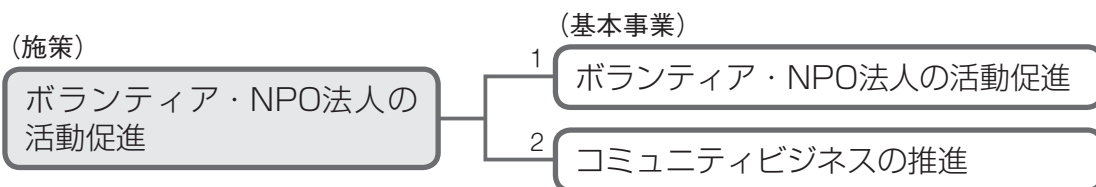
現況と課題

- 1 住み良い地域をつくるために、行政だけでなく、ボランティア団体やNPO法人*（特定非営利活動法人）などの社会貢献活動団体によるまちづくりを進めることが必要となっています。
- 2 市内におけるNPO法人は、平成22年(2010年)度末現在で28団体と、平成19年(2007年)度と比較すると9団体増えており、鳴門市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体78団体とあわせて、まちづくりの担い手として大きな役割を果たしています。
- 3 本市では、平成16年(2004年)12月、社会貢献活動の促進についての基本理念や市、市民、社会貢献活動団体、事業者の役割を定めた「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」を制定するとともに、平成17年(2005年)4月に鳴門市市民活動支援センターを設置し、ボランティア団体やNPO法人などによる社会貢献活動を促進し、市民と行政が連携・協働するまちづくりに取り組んできました。平成23年(2011年)3月には、市民等との協働によりまちづくりを進めることを趣旨とした「鳴門市自治基本条例」を制定したことから、まちづくりの協働の担い手として、今後ますますボランティア団体やNPO法人などの活動が期待されています。

基本方針

ボランティアやNPO法人などが主体的に取り組む社会貢献活動に対し、相談活動や情報提供、活動の場の提供など幅広い支援を行い、市民の手による住み良いまちづくり活動の促進を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

- 1 ボランティア・NPO法人の活動促進
 - ①鳴門市市民活動支援センターにおいて、市民活動専任指導員が、社会貢献活動を行っている団体等から相談を受け、NPO法人の設立や運営、ボランティアについての相談や支援を行います。
 - ②市民活動交流研修会を開催し、ボランティアやNPO法人の活動報告や相互の交流を通して、社会貢献活動の活性化を図ります。



- ③鳴門市市民活動支援センターや鳴門市ボランティア連絡協議会などにおいて、ボランティア団体やNPO法人の活動内容などを紹介する冊子や情報紙を作成し、広く情報提供することによって、ボランティア活動の活性化を進めます。
- ④鳴門市ボランティアセンターと十分な連携を図り、ボランティア活動が自主的・継続的に展開されるよう、活動の相談、研修、登録あっせん、組織化の推進、保険の加入などボランティア活動の条件整備を図り、その活動を積極的に支援します。
- ⑤ボランティア活動の推進にあたる関係機関や団体などが、連携を深めるとともに、情報交換を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

2 コミュニティビジネスの推進

「地域のさまざまな資源を活かし、地域住民が主体となって地域の課題の解決に取り組み、ビジネスとして成立させていくことで、地域活性化や住み良いまちづくりにつなげる」というコミュニティビジネスの意義や手法を市民に周知・啓発し、コミュニティビジネスを推進することにより、地域の活性化を図ります。



(4)情報の共有化

04 情報の共有化の推進

～みんなで情報を共有するまち～

現況と課題

- 1 市民の市政への参画と協働のまちづくりを推進するためには、市政情報の周知に努めるとともに、市が保有する情報を積極的に公開し、市民と市が情報を共有し、公正で透明性の高い市政運営を図ることが重要です。また、施策の決定過程などに市民の意見を反映できる機会の確保に努めるとともに、計画などに基づき実施された事業の進捗状況や成果を、わかりやすく市民に公表することにより行政の説明責任を果たしていくことも重要です。
- 2 市政情報を幅広く周知するため、月1回の広報紙の発行やケーブルテレビやインターネットをはじめとする多様なメディアを利用した情報の提供に努めています。今後も多種多様な方法で市の情報を、わかりやすく市民に伝えることが求められています。
議会においても、市議会の活動状況をケーブルテレビやインターネットでの実況及び録画放送、議会広報の発行により、わかりやすく市民のもとへ届けられるよう努めています。また、市民に開かれた議会をめざし、議会の審査の過程や結果など、その活動が市民にとってより身近なものとなるよう、なお一層の情報発信が求められています。
- 3 市は広範囲な市民の個人情報の収集や管理等を行っていますが、近年の情報通信技術の進歩により、市の保有する個人情報や情報資産の流出が懸念されていることから、個人情報の厳正な管理、運用や、情報セキュリティポリシー*の確保が求められています。
現在、情報公開制度及び個人情報保護制度を円滑に運用するために前提となる文書管理については、全庁的にファイリングシステムを導入し、文書の適正管理を図っていますが、市民が知りたい情報を速やかに公開し、市民と市との情報共有をより迅速かつ円滑なものとするためには、文書の収受や起案、決裁から保存、廃棄に至る一連の文書管理に関する事務をより迅速かつ効率的に行うことが求められています。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨をふまえ、コンプライアンス*の確保及び歴史的公文書の選別や利用促進施策等を策定していく必要があります。
- 4 インターネットの普及による情報通信サービスの多様化・大容量化や、平成23年(2011年)7月24日に行われたテレビ放送の地上デジタル放送への移行などにより、市民を取り巻く情報通信環境は急速に変化しています。市民等にとってICTを活用した情報提供や情報の双方向性を推進するためには、どのような技術を活用するべきか検討する必要があります。
また、より効率的な電子自治体の構築をめざすため、平成24年(2012年)度からは第4次鳴門市情報化計画に基づき引き続き取り組みを進めていく必要があります。

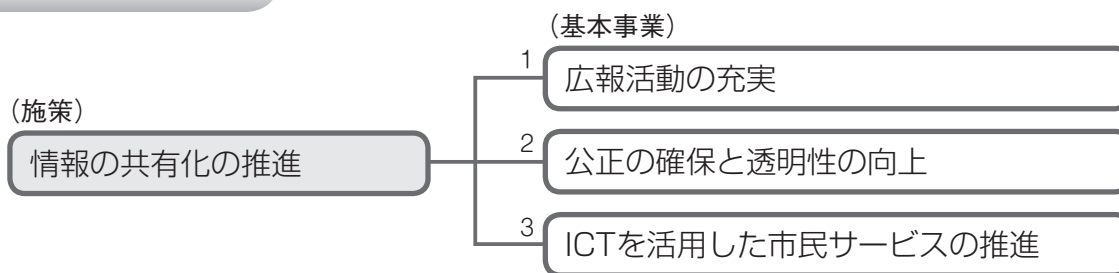


基本方針

市政運営について、多様な媒体を活用したわかりやすい情報の提供を促進し、保有する情報を積極的に公開することにより、市民等との情報の共有に努め、さらなる公正の確保と透明性を図り、市民等が主役のまちづくりの実現をめざします。

第4次鳴門市情報化計画に基づき、急速に進展する高度情報化社会に対応するため、より効率的な電子自治体の確立と市民生活の向上や地域活動の活力づくりに向けたICT利活用について検討を進め、ICTによる地域活動の促進に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 広報活動の充実

- ①読みやすい「広報なんと」の紙面づくりやケーブルテレビの特色を生かしたわかりやすい「テレビ広報なんと」の番組づくりに努めます。また、「声の広報」のCD化をはじめ、障がい者に配慮した広報活動の充実を推進します。
- ②「広報なんと」の市公式ウェブサイトへの掲載や電子メールを利用した、広報なんとEメールサービス、ケーブルテレビのデータ放送、庁内設置動画モニターなど、各種メディアを利用した広報活動の充実に努めます。
- ③職員一人ひとりが積極的に市民等との情報共有化を図り、市民とともに鳴門の魅力を伝えることができるよう、効率的かつ効果的な戦略的広報活動を推進します。
- ④パブリシティ*マニュアルに基づき、新聞やテレビなどパブリシティの積極的活用を推進し、市民等との情報共有化を促進するとともに、鳴門の魅力の情報発信強化に努めます。

2 公正の確保と透明性の向上

- ①清新で公正な市政を実現するため、情報公開制度の周知を図るとともに、公文書の検索に必要な資料等の充実を図り、市民がわかりやすく利用しやすい環境の整備に努めます。さらに、情報公開の前提となる文書管理については、適正な維持管理に努めるとともに、市民と市との情報共有をより迅速かつ円滑なものとするため、文書管理に関する事務のより効率的な運用に努めます。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨をふまえ、コンプライアンスの確保及び歴史的公文書の選別や利用促進施策等の策定に努めます。
- ②市が保有する個人情報データを厳正に管理、保護するため、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。また、鳴門市情報セキュリティポリシーに基づき、市が所有する個人情報をはじめとするさまざまな情報資産を保護するための環境整備に努めます。
- ③市政運営の透明性の向上を図り市民の理解と信頼を深めるために、市公式ウェブサイ

- トでの市長交際費の公開などを進め、市民に提供する市政情報の充実を図ります。
- ④市民に対し情報提供・情報発信に努め、議会活動の透明性・公開性を高めるとともに、議会の役割、市民との関係、市長の関係を明確にし、市民との接点の充実により政策立案能力の向上と市政への監督能力強化を図ります。
 - ⑤事業の実施にあたり目的や目標を市民に明確にしたうえで、成果を検証し、その結果を市政運営につなげていく行政評価システム*の効果的な活用に努めます。
 - ⑥計画に基づき実施した計画の進捗状況や成果を、わかりやすく市民に公表するよう努めます。

3 ICTを活用した市民サービスの推進

(1)ICT活用による市民サービスの向上

- ①市民が日常生活に役立つ情報の取得や情報発信を容易に行うことができるように、ウェブサイト等のさまざまな情報ツールの利活用を検討します。
- ②申請・届出などの電子化を進め、市民が自宅や会社に居ながらインターネットなどを利用し、オンラインで各種行政手続を行うことができる行政サービスの提供を推進します。
- ③各種アンケート調査・市民意識調査、パブリックコメント*など、広く市民の声を行政施策に反映させるため、双方向での情報交流が手軽にできる環境の拡充に努めます。

(2)災害時の迅速な情報提供

災害等発生時、被害を最小限に食い止めるためには、市民等への迅速な警報・避難情報等の災害情報を伝達することが不可欠であり、従来から用いられている方法を補う手段としてICTを活用した情報伝達手段の検討を行います。また、庁内及び関係外部団体等へ災害情報を発信し情報共有を図ります。





(5)行財政運営

05 効率的・効果的な行財政運営の推進

～持続可能で効率的な地域主権をめざすまち～

現況と課題

- 1 本市の財政状況は、歳入においては、人口の減少と地価の下落により税収の伸びが期待できず、さらに、長年にわたり本市の財政を支えてきた競艇事業からの繰入金も当面期待できない状況にあることから、これまで以上に財源の確保が困難となっています。また、歳出においては、少子高齢化にともなう扶助費の増大及び職員の大量退職による退職金負担などが市財政を圧迫しています。平成22年(2010年)度の決算額に占める人件費の割合が25.1%、財政の弾力性を示す経常収支比率*は88.2%と依然として高い数値を示しており、今後の財政運営にあたっては、自主財源の確保に向けた取り組みを推進し、厳格な事業選択による歳出の削減などを推進することにより、財政の健全化を図っていく必要があります。
- 2 本市は行財政改革の推進を重点課題として位置づけ、平成22年(2010年)度より鳴門市スーパー改革プランに基づき全部門の全体最適を考慮したさまざまな取り組みを進めています。今後も引き続き職員数の削減や事務事業の見直しなど、一層の行政経営の効率化や財政健全化に取り組む必要があります。国においては、平成22年(2010年)6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、地域の自主性と自立性を高める動きが進んでいます。これからの自治体には、地方分権の一層の進展が見込まれるなか、限られた資源でより簡素で効率的な行財政システムの構築が求められており、今後も行財政改革を進め、行政経営の品質を改善していく必要があります。

また、競艇事業をはじめとする地方公営企業についても、経営状況は厳しく、運輸事業は、平成24年(2012年)度末で公営企業としてのバス事業から撤退することが決定しています。競艇事業については、これまで一般会計に総額900億円を超える額を繰り出すなど、市や地域経済の発展に大きく貢献してきました。しかし、社会経済情勢の変化などにより、売上は減少を続けており、経営状況の改善と安定した経営の確立をめざして、平成22年(2010年)9月に「経営改革アクションプラン」を策定しました。今後、プランに基づいた取り組みをさらに戦略的に推進し、経営の健全化を図ることが重要です。
- 3 本市の厳しい財政状況をふまえ、職員の退職者数に対して新規採用数をできる限り抑制することにより、大幅な正規職員の削減を進めるとともに、臨時的任用職員や嘱託員等の活用を行い、適切な総数管理に努め、人件費や賃金の増加を抑制する必要があります。また、より少ない職員数で増大する行政需要に適切に対応し、効率的に行政施策を推進するため、「鳴門市人材育成基本方針」に基づき研修や人事考課制度等の充実を図り、経営資源としての人を体系的・計画的に育てる人事制度を推進する必要があります。
- 4 現在、市の情報システム資産は、各々の担当課において企画・調達・運用がなされています。そのような状況下において、ICT投資や改修が行われた結果、データの重複管理やシステムの開発、運用、保守、セキュリティ面において弊害を生み出してきた部分もあります。今後は、調達時の審査や開発の施工管理をはじめとして庁内のICT統制を充実させていく必要があることから、ICTガバナンス*の推進や、より一層の鳴門市情報セキュリ

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

ティポリシーの遵守が求められています。

- 5 情報システムの構築においては、その前段において、市の中長期的な戦略との整合性の確認や、業務分析等による効率化やコスト削減を検討したうえで、全庁的な視点にたった検討を実施する必要があります。情報システムの構築を行う前に、業務システムの分析を実施し、市の戦略に沿い、業務効率を向上させ、コストパフォーマンスを勘案しながら最適な情報システムの配置を行う必要があります。
- 6 震災等の災害に備えて、市が保有する情報資産のバックアップが求められており、より効率的かつ安全にバックアップできる仕組みを検討する必要があります。また、災害に対して、従来から情報伝達手段として用いられているテレビ・ラジオ等を補うツールとしてICTを活用し、迅速に警報・避難情報等を伝達することが求められています。
- 7 市民の生活圏の拡大や高齢社会の進展にともない、住民に身近な行政サービスを提供する市町村においては、市町村の枠にとらわれない広域的な取り組みや行政能力の向上が求められています。本市では県域を越えた広域連携によるまちづくりを進めてきましたが、今後も、これまで形成してきた広域行政の枠組みを活かしながら、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、周辺市町村の状況を見極めながら研究を進めていく必要があります。また、府県の境を越えた、我が国初の広域行政の先進モデルとなる「関西広域連合」の設立の目的を十分ふまえた上で、徳島県との連携・協力をさらに深め、「四国の玄関口」である本市の個性や特性を存分に活かしながら、この関西の府県域を越えた連携のさらなる充実等によるさまざまな成果が受けられ、その効果を市全体に波及できるよう取り組む必要があります。

■職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
職員数	916	884	841	822	782	754	712
増減数（対前年）	△ 18	△ 32	△ 43	△ 19	△ 40	△ 28	△ 42

（資料：人事課）

■財政関連諸指標の推移（普通会計）

（単位：千円、%）

年 度	歳 入	歳 出	実質収支	経常収支 比率*	実質公債費 比率*	将来負担 比率	財政力指数 (3カ年平均)*
平成17年度	22,741,825	22,449,205	98,078	94.2	12.9		0.69
平成18年度	23,782,236	23,585,864	159,565	92.6	12.8		0.69
平成19年度	22,613,061	22,418,719	191,263	95.2	13.1	169.8	0.69
平成20年度	20,225,071	19,871,946	215,159	97.4	13.9	162.7	0.69
平成21年度	22,550,435	22,145,907	254,594	94.4	15.0	152.9	0.69
平成22年度	24,728,101	23,980,326	375,125	88.2	15.2	131.3	0.66

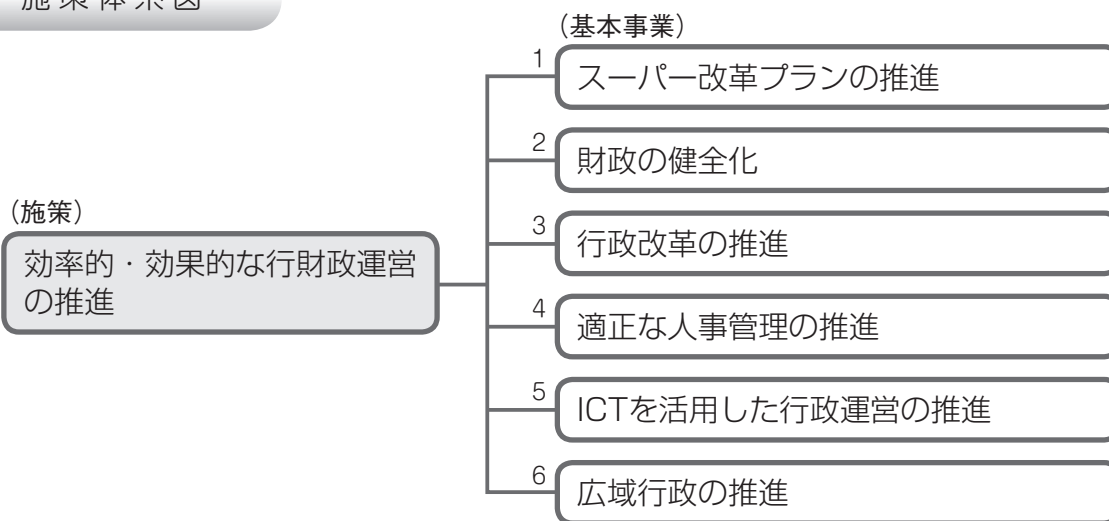
（資料：財政課）



基本方針

市民が主役の未来へ飛躍する鳴門市をめざして、行財政改革を着実に進めることにより、自立的で持続可能な行財政システムの確立に努めるとともに、広域連携などによる効率的な行政運営体制の構築に努めます。また、職員数の適正化を進めるとともに、職員数が減少しても行政サービスの維持・向上を図ることができる人財を育成できる人事管理を推進します。また、ICTの活用を中心とした全庁的な情報システムの整備を実施し、行政情報の共有化や新たな行政サービスへの環境整備に取り組み、ICTガバナンスを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 スーパー改革プランの推進

平成22年(2010年)度に策定した「スーパー改革プラン」に掲げた取り組み項目を着実に推進することにより公営企業も含めた一体的な行財政改革を推進します。

2 財政の健全化

(1) 歳入の確保

- ① 税務行政の公平性、公正性、透明性の原則をふまえ、課税客体の的確な把握と適正な課税、適切な滞納整理など徴収率の向上を図り、市税収入の安定的な確保に努めます。また、超過課税の適用及び法定外税の導入など、市税の増収策について調査研究を行います。
- ② 保険料、各種使用料などの収納率の向上に努めるとともに、さまざまな広告媒体の活用や、わかりやすい寄附金制度の確立など、歳入の確保を図ります。
- ③ 使用料、手数料等の公共料金は、市民負担の公平確保と受益者負担の観点から利用者の受益の程度に応じた適正な負担になるよう定期的に見直しを進めます。また、新たな使用料・手数料の導入を検討します。
- ④ 保有財産については、貸し付けを実施するなどの有効活用を推進するとともに、臨時的な財源確保策のひとつとして、遊休状態にあり、かつ処分可能な土地の売却を推進します。
- ⑤ 事業実施に際しては、国・県などの補助金制度等を積極的に活用するとともに、市債についても、将来の公債費負担を考慮しながら、その活用を図ります。

(2)歳出の削減

- ①厳しい財政状況をふまえ、事業の目的、効果、緊急性を十分検証するとともに、着手時期や事業規模についても精査を行うことにより、投資的事業の重点化と事業費の縮減に努めます。
- ②特別会計についても健全化措置を実施し、他会計繰出金の負担を抑制します。
- ③あらゆる事務事業について、意義、必要性、効率性や効果などを視点として徹底的な見直しを行うとともに、各種施策を効率的に推進するため、事務事業の費用対効果や施策への貢献度による優先度を明確にしなが事業の統廃合について取り組みます。

(3)その他の対策

- ①財源確保のため各種基金や退職手当債などの市債を適切に活用し、安定的な財政運営に努めます。
- ②わかりやすい財政状況の公表に努めるとともに、財政健全化法に基づく財政指標を用いた多様な財政分析を行い、財政状況の適切な把握に努めます。

(4)地方公営企業の経営の改革

- ①競艇事業については、平成22年(2010年)9月に策定した「経営改革アクションプラン」に基づき、イメージアップ、新規顧客獲得や既存顧客満足度向上のための取り組みを戦略的に実施することにより、経営状況の改善を図り、安定した経営の確立をめざします。また、老朽化の進んでいる施設についても、撫養港海岸保全施設整備事業のレース開催に与える影響などについて、国とも十分な連絡・調整を図りながら、早期に施設改善についての方向性を決定します。
- ②「上水道」の項(P.165)参照
- ③「交通」の項(P.170)参照

3 行政改革の推進

(1)民間委託等の推進

良質かつ効果的な市民サービスを安定的に供給するために、行政と民間との役割分担を明確化し、「民間でできるものは民間に委ねる」という趣旨に基づき、民営化や民間委託、指定管理者制度等の導入を推進します。

(2)事務・事業の再編・整理、廃止・統合

「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本原則にたち、事務事業の必要性や効果などさまざまな観点から積極的に見直しを行い、事務事業の新設、改革改善、再編・統廃合を図ります。

(3)出先機関・公共施設・外郭団体の見直し

各種施設の運営方法の見直しにあたっては、老朽化した施設のあり方も含め存廃について検討を進めるほか、公平性の確保や費用対効果の観点から、利用状況や管理状況を検証し、既存施設の適正、効率的運営を推進します。

また、公益法人改革への対応や第三セクターの設立目的や業務内容と社会情勢の変化を比較検討し、時代のニーズにあった団体の効率的運営について、検討を行います。

4 適正な人事管理の推進

(1)職員数の適正化

- ①財政硬直化の主要因である人件費を抑制するため、長期的な視点に立ち計画的に職員採用を抑制し、職員数の適正化に努めます。
- ②職員数の削減等に対応できる、簡素で効率的な組織・機構づくりに継続的に取り組みます。



(2)多様な雇用形態の有効活用

臨時的任用職員や嘱託員、再任用職員等についてそれぞれの職の特性に応じて有効活用し、効果的な事務執行が可能となるよう努めるとともに、すべての職の総数管理を適切に行い、人件費等の抑制を図ります。

(3)人を育てる人事管理の推進

人材育成基本方針に基づく研修の推進や人材育成に配慮した人事異動、高い専門性を備えた職員の養成と基礎的な職務能力の向上につながる研修の実施など人を育てる人事管理を推進します。

(4)人事考課制度の充実

人材育成や組織機能の強化等のための信頼性の高い人事考課制度を構築するとともに、人事考課の結果としての能力・実績の処遇への反映の拡充に向けての取り組みを進めます。

5 ICTを活用した行政運営の推進

(1)行政運営の高度化・効率化

- ①行政文書の電子化にともない、総合文書管理システムや電子決裁システムの導入に向け検討を行います。また、オンライン申請に対応するため、公的個人認証サービスの普及に努めます。
- ②全庁的な視点から、セキュリティ、ICT投資、システムの効率化、業務の効率化等を行い、ICTに関する一元管理体制、内部管理の強化を図るため、ICTガバナンスを推進します。
- ③業務とシステムの関連性を調査し、業務とシステムの両方の視点からコンプライアンス・アクセシビリティに配慮した全体最適化に向けた取り組みを行います。

(2)他団体との連携

- ①事務の効率化・コスト削減等を図ることを目的としたクラウドコンピューティング*等の新技術を活用したシステムを、隣接する自治体と連携し検討していきます。
- ②民間企業とプロジェクトを組織し、情報武装のツールとして開発した「情報システム資産管理台帳」の整備・充実をし、広く全国の類似自治体等との情報連携を行い、より効率的な情報システムの導入を図ります。

(3)危機管理対応

- ①市が保有する個人情報や情報資産保護のため、鳴門市個人情報保護条例及び鳴門市情報セキュリティポリシー*の適切な運用に努めます。
- ②震災等の災害に備えて、重要度の高い情報資産のバックアップデータを保管し、迅速かつ確実に復旧できるよう管理対策に努めます。

6 広域行政の推進

新たな広域的行政課題及び広域で取り組むことにより市民サービスの向上や事務の効率化が図られる事業については、関係自治体との連携・協力体制を確立するとともに、共同事務処理を行う場合の効果について調査・研究を進めます。